



令和7年3月4日（火） 第10278号

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（財産有効活用課）	2
○群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則（建築課）	2
公 告	
○令和7年二級建築士試験の実施（建築課）	3
○令和7年木造建築士試験の実施（同）	4
○開発工事の完了（同）	5

規則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五号

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年群馬県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表舞台設備の項中

改め、同表映像映写設備の項中		改め、同表照明設備の項中		改め、同表照明設備の項中		改め、同表照明設備の項中							
映像映写設備	三五ミリ・一六ミリ兼用映写機	一台	六、一八〇円	音響設備を含む。	プラットフォーム	持込用電源	一枚	一〇〇円	二〇〇円	プラットフォーム	一枚	一〇〇円	二〇〇円
三五ミリ映写機	一台	六、一八〇円	音響設備を含む。	プラットフォーム	持込用電源	一枚	一〇〇円	二〇〇円	プラットフォーム	一枚	一〇〇円	二〇〇円	
を		に		を		に		を		に		を	

改め、同表中注二を注三とし、注一の次に次のように加える。

二 持込用電源に係る使用料の額は、持ち込む器具の定格消費電力の総計（一キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は一キロワットとする。）により算定する。

附則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に使用の承認を得ている者の当該使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六号

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則（平成二十四年群馬県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 令和7年7月6日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

(2) 設計製図の試験 令和7年9月14日（日） 11時～16時（5時間）

2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和7年4月1日（火）午前10時から同月14日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までにセンター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和3年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和6年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年までのいずれかの年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、学科の試験の受験票については令和7年6月20日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月25日（月）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和7年6月20日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月25日（月）頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知 令和7年12月2日（火）（予定）。なお、学科の試験については、同年8月25日（月）（予定）。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和7年6月18日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を

申し出ること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年木造建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 令和7年7月27日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

(2) 設計製図の試験 令和7年10月12日（日） 11時～16時（5時間）

2 試験の場所

(1) 学科の試験 グリーンドーム前橋 前橋市岩神町1-2-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和7年4月1日（火）午前10時から同月14日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までにセンター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和3年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和6年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年までのいずれかの年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、学科の試験の受験票については令和7年6月20日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月25日（木）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和7年6月20日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月25日（木）頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知 令和7年12月2日（火）（予定）。なお、学科の試験については、同年8月25日（月）（予定）。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

8 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、令和7年6月25日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町上江黒879-1、882-1	邑楽郡明和町新里631番地3 カサベルデH102 丸山大貴
2	佐波郡玉村町大字角淵字稲荷4387-2、4387-6、4391の一部	佐波郡玉村町大字上茂木641番地2 ファミリーC201 青木大輝、青木絢香
3	佐波郡玉村町大字角淵字稲荷4387-5、4391の一部	伊勢崎市下舐町855番地1 ゴッドサワーメゾンB103 渡部拳

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111